

倉敷民商弾圧事件裁判の傍聴について 工藤会長、竹田副会長から活動報告

工藤会長

倉敷民商弾圧事件の小原・須増裁判第一公判に行ってきました。検察の横暴と一審への不当判決に対する怒りの思いでこの公判には、北海道から鹿児島まで全国の民商から226名、大阪からは51名の参加です。

一審の判決を受けて7〜8名の弁護人が、控訴趣意書をそれぞれ連携してこの事件の検察側の誤りを約一時間にかけて指摘しました。しかし検察側・裁判長は聞き耳を持たず、簡単に控訴棄却の門前払いの扱いです。がっかりと同時に憤りを感じました。そのあと開かれた決起集会で「裁判官は国の代理人・官僚だ」と言った方がいましたが、「国民に耳を貸さない安倍政権と同じか！」とさらに怒りがわいてくる思いでした。それならますます、無罪を勝ち取るまで会員の皆さんにお願いして支援の輪を広げなければと思いました。

竹田副会長

工藤会長、西尾さんと共に傍聴することができました。弁護団の最初の弁論で「憲法上の国民主権の判断を避けている」「自分自身の計算による納税は、国民の権利」等の素晴らしい弁論と証拠調請求を行いました。対して、判事3名の態度は、声も小さく聞き取れない状態で一時傍聴席がざわつくほどでした。更に「裁判官も書記官に裁判の証拠書類を代書させている。民商事務局は、申告書を代書しただけで罰せられる理由がない」と司法の無知、無理解をたしなめ民商とは非営利の相互扶助組織であり民商事務局は、従業員でなく組織の構成員であり、警察による調査のなか脱退工作が行われたことは、団結権及び結社の自由の侵害であると断じました。その後5分休廷後弁護人の求める証拠調請求などを全て認めず、12月に判決というところでもない結果となりました。傍聴できず廊下を埋め尽くしていた沢山の支持者とともに、敷地内の弁護士会館に移動し倉敷民商弾圧事件の勝利を目指す全国決起集会に参加しました。参加する中でハッキリしたことは、戦争する国作りのなか、消費税引き上げ等の権力からの弾圧に抵抗する民商が邪魔でしようがない財務官僚と検察による善良な人びとに寄り添う実利に即した団体への圧力であるということです。禰屋町子さんのご主人から禰屋町子さん本人はまだ倉敷民商の役員さんや小原さん、須増さんと会うことを禁止されていると聞いて怒りがこみ上げてきました。今回の事件は弾圧であることが明らかにになり、参加している北海道から鹿児島まで226名を超える参加者から沢山の力強い発言が相次ぎました。安倍政権と闘う気持ちを強くした日になりました。

大阪知事選・市長選ダブル選挙で 「対立と混乱」の地方自治に終止符を

大阪府知事・大阪市長のダブル選挙が11月22日に行われます。橋下氏・大阪維新の会は、選挙に勝てば白紙委任状を得たものと合意形成を図ろうともせず、反対するものは排除する理論を持ち出し、大阪の地方自治は「対立と混乱」の8年間でした。しかし今年4月にはこの吹田市で維新政治を変え、新しい市政が誕生しました。今度は府政でも「対立と混乱」に終止符を打ちましょう。

明るいまの選挙募金にご協力ください。

府政もかえる 吹田市民大集合！

10月28日（水）夜7時00分開始（夜6時30分開場）
メイシアター大ホール 参加費・無料
内容 情勢報告と各界・各分野リレートーク

地域別（大阪府）最低賃金が 10月1日から改定されています

最低賃金の件名	時間額	効力発生年月日
大阪府最低賃金	858円	平成27年10月1日
塗料製造業	880円	平成26年10月31日
	894円	平成27年11月7日
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	862円	平成26年11月13日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	858円 <small>（大阪府最低賃金）※1</small>	平成27年10月1日
鉄鋼業	876円	平成26年11月7日
自動車・同附属品製造業	860円	平成26年11月30日
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	858円 <small>（大阪府最低賃金）※1</small>	平成27年10月1日
自動車小売業	858円 <small>（大阪府最低賃金）※1</small>	平成27年10月1日

*1 それぞれの特定（産業別）最低賃金が改正されるまでの間、大阪府最低賃金の858円が適用されます。

チェックの方法

- (1) 時間給制の場合
時間給Ⅳ 最低賃金額
- (2) 日給制の場合
日給Ⅳ 1日の所定労働時間Ⅳ 最低賃金額
- (3) 月給制の場合
月給額Ⅳ 年平均1か月所定労働時間Ⅳ 最低賃金額
- (4) 出来高払制その他の請負制によって
出来高払制その他の請負制によって

定められた賃金の場合
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額Ⅳ 当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数Ⅳ 最低賃金額

商工新聞は経営のヒント・ノウハウの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょう
会費集金は会員の心をあつめる活動です 毎月10日までには集めましょう